

診療情報開示について

当院では、患者様のご希望に応じて診療情報の開示を行っております。開示に際しては、患者様の個人情報を慎重に取り扱うため、以下のとおり対応させていただきます。

■ 診療情報を開示できる方

原則として患者様本人とします。代理請求の場合は、本人の意思確認ができる委任状が必要となります。

■ 開示を求める申請の方法

開示請求には、「保有個人情報の開示申請書」と併せて身分証（運転免許、パスポート、健康保険証等）を病院事務局にご提出下さい。代理請求の場合は、委任状と本人との関係が確認できるもの（戸籍謄本、住民票等）が別途必要になりますのでご用意下さい。開示(非開示)の決定は、後日「保有個人情報の開示(非開示)決定通知」をもってお知らせ致します。

■ 開示をお断りする場合

以下の事由に該当する場合には、開示をお断りする場合があります。

- 1) 第三者の利益を害する恐れがある場合
- 2) 患者様本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合
- 3) 開示を不相当とする相当な事由が存在する場合

正当な手続きを経て診療記録等の開示を行った場合、それによって本人若しくは開示申請者に不利益が生じても、当院は一切責任を負いませんので予めご了承下さい。

■ 開示の費用（表示金額は税込み）

医師面談料（1時間まで）：10,000円

※1時間以降は30分超過ごとに5,000円を加算

開示手数料：1回2,000円

白黒コピー(A4用紙) 1枚40円

※ unnecessary 謄写を防ぐため、事前に必要項目を確認させていただきます。

「謄写確認書」にご記入下さい。

X線フィルム貸出し料(送料込)：1回3,000円

※X線フィルムはコピーができません。紛失防止のため、原則、他医療機関への直接貸出しに限らせていただきますので予めご了承下さい。